



## 住み慣れた我が家で 笑顔あふれる安心生活を!

地域に密着し、安心とやすらぎ  
そして、喜びを共にできる  
きめ細やかな居宅介護支援で  
大切な家族と一緒に穏やかな毎日を過ごす  
在宅生活をサポートします。



### 居宅介護支援事業所 はる

〒078-8234 旭川市豊岡4条8丁目1番2号  
TEL (0166) 56-2996・FAX (0166) 56-7907  
《営業時間》9:00~17:00 《休業日》土・日・祝 他 事業所が定める日

### はんど リハビリ訪問看護ステーション

〒078-8234 旭川市豊岡4条8丁目1番2号  
TEL (0166) 56-4905・FAX (0166) 56-4910  
《営業時間》月~金9:00~17:00 / 土9:00~12:00  
《休業日》日・祝 他 事業所が定める日

### デイサービスセンター はびりす

〒078-8234 旭川市豊岡4条8丁目1番2号  
TEL (0166) 56-0032・FAX (0166) 56-7714  
《営業時間》9:00~17:00 《休業日》土・日・祝 他 事業所が定める日

### 株式会社 はんど

〒078-8234 旭川市豊岡4条8丁目1番8号  
TEL (0166) 74-5111  
FAX (0166) 74-5178  
URL <http://www.reha-hand.com>  
E-mail [hand@potato.ne.jp](mailto:hand@potato.ne.jp)



## 居宅介護支援の ご案内

喜びと笑顔あふれる在宅生活を支えます。



居宅介護支援事業所  
はる



ご利用者様

## 居宅介護支援とは

ご自宅での生活で介護・介助が必要となった方に対し、介護相談や介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいた適切なサービスが提供されるように、事業所や関係機関との連絡・調整を行います。

介護保険での利用

### 居宅介護支援の流れ

- 1 状態の把握 (自宅訪問・面接)
- 2 ケアプラン原案の作成
- 3 サービス担当者との連絡・調整
- 4 ケアプランの作成
- 5 利用者の同意
- 6 サービスの利用開始

介護サービス事業者



居宅介護支援事業所はる

居宅介護支援の内容

### ケアプランの提案・作成

ケアマネージャーがご自宅にお伺いしてご利用者様やご家族様に面接し、サービスのご要望をお伺いします。その上で、ご利用者様やご家族の希望、心身の状態や生活環境などを考慮しながら、ケアプランを作成いたします。また、定期的にご自宅を訪問し、サービスの利用状況などを確認させていただきます。

介護保険や介護に関する相談・助言

保険・医療・福祉  
介護サービス事業者との連絡・調整

福祉用具のレンタル・購入や  
住宅改修などに関する提案・助言

施設入所のサポート

外出支援・配食サービスなど  
インフォーマルサービスの利用・調整



Q 居宅介護支援の対象者を教えてください？

A 当施設がご提供する居宅介護サービスでは、介護保険制度に基づいて、定められた条件を満たす在宅の要介護・要支援認定を受けた方がサービスの利用対象となります。

Q ケアプラン作成の費用はどのくらいですか？

A 作成費用は、介護保険より全額給付されますので費用はかかりません。

Q 65歳で介護保険の手続きをしなければならないのですか？

A 介護保険制度では、65歳になった時点で、自動的に第1号被保険者として適用されますので、65歳になったからといって、特別手続きをする必要はありません。介護サービスが必要になった時点で自治体へ申請してください。

Q 65歳未満でも介護保険を受けることができますか？

A 40～64歳の方(第2号被保険者)については、要介護状態または要支援状態になった原因が初老期認知症や脳血管疾患など、加齢に伴って生ずる特定疾病(16種類)の場合に限られます。詳しくはお気軽にご相談ください。

Q サービスに不満・疑問がある場合は？

A 作成したケアプランをもとに利用しているサービス内容に不満や疑問を感じたら、遠慮なく、早めにサービスを提供している事業者にご相談しましょう。話しづらい場合はケアマネージャーや自治体の担当窓口にも相談できます。



居宅介護サービスで  
よくある  
Q&A

